

本人外収集

見本

1 納税不足額が生じる個車ごとの情報

車両番号	型式	型式指定 番号	類別区分 番号	初度検査年月			申請年月日	業務種別	自営(駐) の別	使用の本拠の位 置(市町村別)	グリーン化特例(軽課)区分				軽課区分 変更要否
				元号	年	月					現況 達成度	軽課 区分	是正後 達成度	軽課 区分	
倉敷580あ AAAA	DBA- B11W	17551	0001	平成	27	04	H27.4.1	0101:新規検査 -新車-完検証	自家用	岡山県倉敷市	達成	▲25%	未達成	なし	○
熊本581い BBBB	DBA- B11W	17551	1001	平成	27	04	H27.4.9	0101:新規検査 -新車-完検証	自家用	熊本県菊池市	+20%	▲50%	達成	▲25%	○
姫路583う CCCC	DBA- B11W	17551	1002	平成	27	04	H27.4.16	0101:新規検査 -新車-完検証	自家用	兵庫県加古川市	+20%	▲50%	達成	▲25%	○
浜松581え EEEE	DBA- B11A	17702	0002	平成	27	04	H27.4.17	0101:新規検査 -新車-完検証	自家用	静岡県磐田市	達成	▲25%	未達成	なし	○

※記載項目を含め、上記レイアウトは、今後の調整等によって変更となる場合があります。

2 納税義務者へ送付する書類

(1) 納税不足額分の納税通知書

平成28年度 軽自動車税納税通知書兼領収証書 口座番号 00140-2-960271
加入者 新宿区会計管理者

平成28年10月17日 公 271

160-0021
新宿区 歌舞伎町1丁目 4番1号

新宿 太郎 様
93379993

納税通知書番号
4953118
税 額
2,700 円

|||||●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●||

上記の金額をお納めください。 左記のとおり領収いたしました。

標識(車両)番号
練馬580 せ10000

納期限 平成28年11月30日

新宿区長 吉住 健

軽 28
* * * *
納付不要
* * * *

※納付場所は、裏面をご覧ください。
取納代行 ㈱NTTデータ 収入印紙不要 納税者保管

(2) 軽自動車税の税額変更のお知らせ

見本

軽自動車税の税額変更のお知らせ

この度、三菱自動車工業株式会社（以下「三菱自動車」といいます。）の軽自動車（eKワゴン/eKカスタム・eKスペース）及び日産自動車株式会社（以下「日産自動車」といいます。）の軽自動車（デイズ・デイズルークス）について、これらの製造元である三菱自動車が行った燃費試験データの不正行為に関し、燃費値の修正が行われたため、燃費値に応じて軽減する軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の適用についても変更となりました。

これに伴い、上記の対象となる車両の軽自動車について、軽自動車税の税額に変更が生じることとなりました。

このような経過により、皆様に正しい軽自動車税額をお知らせするため、法令に基づき、同封の納税通知書を送付いたします。この納税通知書に記載されている平成28年度分の軽自動車税の増額分については、三菱自動車が納付しますので、皆様が納付する必要はありません。

【今回の変更内容】

変更前税額	変更後税額	増額分 (変更差額)	変更理由
8,100円	10,800円	2,700円	グリーン化特例（軽課）区分の変更による税額更正

【ご参考】

- 今回、納税通知書を送付することについては、三菱自動車及び日産自動車が支払う補償金の受取方法等と併せて、三菱自動車及び日産自動車のホームページや、納税義務者の皆様あてのダイレクトメールにてお知らせをしております。ダイレクトメールがお手元に届いていない場合は、対象車種が日産自動車のものであっても、すべて三菱自動車までご連絡をお願いします。

《お問い合わせ先について》

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
燃費不正その他一般に関するお問い合わせ	三菱自動車燃費不正に関するお問い合わせ専用窓口 フリーダイヤル 0120-100-223 [受付時間] 9時～17時（土、日：9時～12時、13時～17時） 三菱自動車ホームページ (http://www.mitsubishi-motors.co.jp/)
納税通知書に関するお問い合わせ	新宿区総務部税務課収納管理係 電話 03-5273-4139 軽自動車税担当

3 自動車製造会社へ送付する書類

(1) 請求書

(案)

平成 年 月 日

請 求 書

三菱自動車工業株式会社

代表取締役 益 子 修 様

新宿区長

吉 住 健 一

下記のとおり、貴社の燃費試験不正行為に係る平成 28 年度軽自動車税の納税不足額を請求します。

合計金額 円 _____

内訳は別紙対象車両等一覧表のとおり

下記口座へ請求日から、10 日以内に納付してください。

納付期限 平成 年 月 日

銀行名 みずほ銀行
支店名 新宿支店
口座番号 No.〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人 新宿区役所 総務部 税務課
金銭出納員 〇〇 〇〇

東京都新宿区 税務課

○月×日送付分請求書の対象車両等一覧表

	車両番号	納税不足額	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
合計			

特記事項:

(3) 新宿区より提供した個人情報の保護措置について

(案)

28 新総税収第 号
平成 28 年 月 日

三菱自動車工業株式会社

代表取締役 益 子 修 様

新宿区長

吉 住 健 一

新宿区が提供する個人情報の適切な管理に係る留意事項について

新宿区（以下「甲」という。）が貴社（以下「乙」という。）に提供する対象車両一覧表に係る車両番号、納税不足額及び納税不足額の第三者納付が不要の旨（乙の燃費試験不正行為に係る軽自動車税の納税不足額の納付に係るものをいう。以下「該当情報」という。）は、新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）に規定する個人情報に該当します。

ついては、乙におかれましても該当情報を適切に管理されるよう、下記の事項についてご留意くださいますようお願いいたします。

記

- 1 乙は、該当情報を一切第三者に漏らさないこと。
- 2 乙は、該当情報に係る乙の執務場所以外の場所に、該当情報を持ち出さないこと。
- 3 乙は、該当情報を乙の燃費試験不正行為に係る軽自動車税に関する業務（以下「軽自動車税業務」という。）に係る納税義務者への通知以外の用途のために利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させないこと。
- 4 乙は、該当情報に係る記録媒体を施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意をもって該当情報を保管し、及び管理すること。
- 5 乙は、該当情報を複写し、又は複製しないこと。
- 6 乙は、軽自動車税業務を行うに当たり、該当情報を取り扱う業務を第三者に委託しないこと。
- 7 乙は、軽自動車税業務の終了後は、該当情報に係る記録媒体を直ちに消去し、又は廃棄すること。
- 8 乙は、該当情報の管理状況について、必要に応じて甲が行う立入調査を受け入れる体制を整備すること。
- 9 乙は、次に掲げるいずれかの場合には、直ちに甲にその旨を通知すること。
 - (1) 該当情報の漏えいなどの事故が発生し、又は当該事故が発生するおそれがあるとき。
 - (2) 上記 1 から 8 までのいずれかの事項に反したとき。